

プロモーション動画制作・放映業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

1. 目的

本村は、定住人口、交流人口の減少など大きな課題に直面しており、移住促進、観光客の誘致のため SNS やウェブサイト上での動画による情報発信に取り組んでいる。そうした状況の中で、村の豊かな自然資源や人材等の地域資源を活かして映像を制作し、テレビ等で放映することで、村の認知度向上や村の魅力の再発見に繋げ、移住や交流人口の促進につなげることを目的とする。

2. 本業務の概要

(1) 業務名称

プロモーション動画制作・放映業務

(2) 業務内容

別紙仕様書の通り

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

(4) 事業実施主体

奈良県下北山村

(5) 選定方法

一般公募型プロポーザル

(6) 事業費上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(4) 下北山村物品購入等の契約に係る入札参加停止等による入札参加停止の期間中でない者であること。

(5) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。

(6) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。

(7) 役員等及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。

以下同じ。）の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(8) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が

経営に実質的に関与していないこと。

- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9) 及び (10) に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 類似の業務を公告日から過去 5 年間に国および地方公共団体から受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
※類似業務とは、テレビ放送またはインターネットでの放映を目的とした動画制作の企画運営業務の実施をいう。
- (13) この業務を行なう期間中、監理技術者、担当技術者を配置(各技術者の兼任は不可)すること。また、配置される技術者は直接的な雇用関係(代表者可)にある者とし、そのうち監理技術者にあつては「参加表明書」の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係(代表者可)にあること。

4. 参加申込

(1) 申込方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を希望する場合は、参加意向申出書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて提出すること。

また、参加意向申出書の提出の際に下記書類も提出すること。

- ①プロポーザル参加意向申出書（様式第 1 号）
- ②事業者概要書（様式第 8 号）
- ③類似業務受託実績書（様式第 10 号）
- ④予定管理技術者の実績等(様式第 11 号)
- ⑤予定管理担当者の実績等(様式第 12 号)

(2) 提出方法

正本（1 部）、副本(1 部)を下記提案書提出先まで持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。

(3) 提出先

〒639-3803 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1002

下北山村地域振興課 TEL:07468-6-0074

(4) 提出期間

令和 8 年 7 月 17 日（金）から令和 8 年 7 月 27 日（月）の午後 5 時まで

※持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に持参すること。

※郵送の場合は、令和 8 年 7 月 27 日（月）必着

5. スケジュール

内 容	日 程
参加意向申出書の提出	令和 8 年 7 月 17 日（金）～7 月 27 日（月）
質問の受付	令和 8 年 7 月 17 日（金）～7 月 27 日（月）
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 31 日（金）
企画提案書の提出締切	令和 8 年 8 月 3 日（月）～8 月 10 日（月）
プレゼンテーション	令和 8 年 8 月下旬予定
選考結果通知	令和 8 年 8 月下旬予定
業務委託契約の締結	令和 8 年 9 月上旬予定

6. 質疑応答について

(1) 提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出について質問がある場合は、質問事項を記入し、下記送信先まで FAX または電子メールにより提出すること。なお、FAX または電子メール以外での質問については回答しないこととする。

【送信先】 下北山村役場地域振興課

E-mail : iju@vill.shimokitayama.lg.jp

FAX : 07468-6-0074

(2) 質問受付期間

令和 8 年 7 月 17 日（金）～令和 8 年 7 月 27 日（月）

(3) 回答

(1) により提出された回答は、参加申込をしている全事業者に対して、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに電子メールまたは FAX にて回答するものとする。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書の提出を依頼された者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

①技術（企画）提案書（様式第 5 号）

規格は A4 版縦とし書式、頁数は片面 10 枚以内とする。

提案書については、次の内容を記載すること。

②業務実施計画（任意様式）

③実施体制（任意様式）

④見積書

(2) 提出部数

7 部（原本 1 部、複写 6 部）

(3) 提出先等について

①提出先

上記 4 (3) と同じ

②提出期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 10 日（月）

③提出方法

郵送又は持参

※持参の場合は、令和8年8月10日（月）の午後5時までに持参すること。

※郵送の場合は、令和8年8月10日（月）必着

8. プレゼンテーションの実施

企画提案に内容について、提案者がプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日及び場所

令和8年8月下旬実施予定

※開始時刻及び場所については、別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの方法

①1者あたりの時間は40分程度とする。

- ・企画提案書の内容説明（30分）
- ・企画提案書に対する質疑応答（10分）

②1者あたりの出席者は3名までとする。

③スクリーン及びプロジェクターは村が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。

9. 提案書の審査基準及び審査方法

プロモーション動画制作・放映業務委託事業者審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を事業者として選定する。

ただし、最高得点となった者が選定委員会で定める基準点（選定委員の合計点の平均が60点）に満たない場合は、事業者を選定しない。

(1) 審査基準

次の審査基準により評価を行う。

審査項目		審査内容	配点
業務遂行能力	実施体制	専門的な知見と経験を備え、円滑に進めるための運営体制となっているか。	10
	類似業務実績	業務を遂行する上で十分な業務実績を有しているか。	10
企画提案内容	全般	業務の目的及び内容を十分理解した企画提案内容になっているか。	20
		実施スケジュールが適切か。	10
	実現可能性と実効性	当村の地域の現状や地域資源を十分に理解し、動画の内容が具体的かつ現実的な事業内容になっているか。	20
	独自性と先進性	各動画の企画内容が工夫され、先進的かつ視聴者にとって魅力的な動画内	20

		容になっているか。	
業務コストの妥当性		費用の積算根拠が妥当であり、配分が適切か。	10

(2) 審査方法

上記(1)で設定した評価基準や配点に基づき選定委員会において総合的に審査し、最も優れていると認められる者を事業者として選定する。

ただし、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員の議決により候補者を特定するものとする。参加者が1者の場合は、担当課による書類審査もしくは必要に応じてプレゼンテーション審査を行い、受注候補者特定の可否を協議して決定するものとする。

10. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果通知

全ての者に対して、通知するものとする。

(2) 公表

審査結果については、各提案者に書面で通知する。

(3) その他

審査内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

11. 契約

受注予定者と協議のうえ、下北山村契約規則に基づき契約を締結する。

12. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 全ての提案について、業務の目的が十分に達成できないと当村が判断したときは、事業者を選定しない。

13. 問合せ先

下北山村役場地域振興課 担当：家郷
〒639-3803
奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1002
TEL：07468-6-0074 FAX：07468-6-0026
iju@vill.shimokitayama.lg.jp